

「せんだいこども若者プラン 2025」の計画変更における新旧対象表

新	旧
<p>第 5 章 2 教育・保育の量の見込みと確保方策</p> <p>(省略)</p> <p>(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施</p> <p>基本指針では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこととされています。</p> <p>本市では、施設及び施設利用者にとって過度な負担が生じないよう給付の実施回数や時期についても配慮しながら、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に努めます。</p> <p><u>(8) 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者等との連携・接続について</u></p> <p><u>乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、満3歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけるなど、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めます。</u></p> <p><u>また、満3歳になる年度末までこどもを保育する地域型保育事業について、卒園後も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、施設間の連携に関する相談や支援を行うなど、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携・接続に努めます。</u></p>	<p>第 5 章 2 教育・保育の量の見込みと確保方策</p> <p>(省略)</p> <p>(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施</p> <p>基本指針では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこととされています。</p> <p>本市では、施設及び施設利用者にとって過度な負担が生じないよう給付の実施回数や時期についても配慮しながら、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に努めます。</p> <p><u>(追加)</u></p>